

入札説明書

公立大学法人九州歯科大学が発注する工事請負契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び公立大学法人九州歯科大学会計規程等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年9月30日（水）

2 競争入札に付する事項

（1）入札案件名

九州歯科大学病院棟熱交換器更新工事

（2）工事場所

九州歯科大学病院棟（北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号）

（3）工事概要

九州歯科大学病院棟熱交換器更新工事一式

※入札参加予定業者については、現場説明会を10月13日（火）午後1時00分から実施するので事前に財務管理課まで連絡の上、必ず参加すること。

※機器選定については、選任されたボイラー取扱主任者に確認を取るとともに、性能検査等において指摘事項があった場合には手直しを実施すること。

（4）工期

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

3 入札参加資格

公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第3条第1項に規定する入札参加資格を有している者（福岡県の建設工事競争入札参加資格者名簿登載者）であり、管工事についてその格付が「B」であること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を北九州市内に有する者の格付は、「A」又は「B」であること。

4 入札参加条件

令和8年10月8日（木）現在において、以下の全てに該当する者であること。

（1）公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第4条及び第5条に該当しない者

（注）公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第4条及び第5条

第4条 売買、貸借、請負その他の契約につき一般競争入札に付するときは、その他の法令の定めによるほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争入札に参加させないことができる者)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 会計責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争入札に参加させないことができる。

-
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (3) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（令和7年8月22日7財活第2449号通達）に基づく指名停止期間中でない者
 - (4) 契約書（仕様書を含む。）に掲げる条件を満たす契約の履行が可能な者であること。
 - (5) 建設業法第3条第1項に規定する営業所を、福岡県内に有すること。
 - (6) 現場説明会に参加していること。
- 5 本契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
公立大学法人九州歯科大学 経営管理部 財務管理課
〒803-8580
北九州市小倉北区真鶴2丁目6番1号
電話番号 : 093-285-3009
FAX番号 : 093-582-6000
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等
令和8年9月30日（水）から令和8年10月8日（木）までの本法人の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。
 - (2) 場所

5の部局と本法人ホームページでのダウンロードによる交付も行う。

8 入札参加申込みの受付

(1) 提出書類

競争参加資格確認申請書

(2) 提出先

5の部局とする。

(3) 受付期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月8日(木)までの本法人の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

(4) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る。受付期間内必着。)

9 入札参加の可否

令和8年10月9日(金)までに競争参加資格確認通知書により通知(郵送)する。

10 仕様等に関する質問及び回答

(1) 仕様等に関する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。

ア 様式

本法人が指定したもの

イ 提出方法

郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は直接持参

ウ 提出先

5の部局とする。

エ 提出期間

令和8年10月1日(木)から令和8年10月15日(木)までの本法人の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、本法人ホームページに掲載し、また閲覧に供する。

11 入開札

(1) 場所

公立大学法人九州歯科大学 本館棟2階 小会議室

(2) 日時

令和8年10月21日(水) 午後1時30分

(3) 入札方法

代表者又は代理人が入札書を直接持参

(4) 開札

11(1)の場所で即時行う。

12 内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載した入札金額に対応した内訳書（明細書を含む。任意様式可）を提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。なお、入札に際し、内訳書の提出がない場合は、入札に参加できない。

13 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則第18条の規定により、直ちにその場で再度入札を行う。

14 入札保証金

- (1) 契約希望金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本法人若しくは本法人以外の地方独立行政法人、地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（原本のみ。写し不可）を提出する場合。

- (2) 落札後の入札保証金の処理

ア 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還するが、落札者の納付によるものは、契約締結後に返還する。

イ 入札保証金は、その者が契約を結ばないときは本法人に帰属させるものとする。

- (3) 入札保証金の納付等の期限

令和8年10月20日（火）午後5時00分まで

- (4) 入札保証金の納付方法

別紙「入札保証金等の納付又は減免方法」による。

15 契約保証金

- (1) 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合。

- (2) 契約保証金の処理

ア 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

イ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、本法人に帰属する。

16 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が 14 (1) に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者 (9 の競争参加資格の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。) 及び虚偽の申請を行った者がした入札

17 最低制限価格の有無

無

18 予定価格及び最低制限価格の事前公表の有無

無

19 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札は 2 回を限度とし、再度の入札においても落札者がいない場合は、2 度目の入札において最低金額の入札を行った者に見積書を提出させ、予定価格の範囲内で随意契約を行うものとする。

20 注意事項

- (1) 入札参加者は、入札書 (別紙様式) を直接持参し、提出しなければならない。なお電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 代理人が入札する場合は、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印 (外国人の署名を含む。以下同じ。) をしておかなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

- (6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止する。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札時刻の後には入札会場に入場することはできない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札の場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、入札参加資格を証明する書類又は身分証明書を提示しなければならない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札担当者がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札が終了するまでは、入札の場所を退場することはできない。
- (10) 入札書の提出前に退場した者は、いかなる理由であれ、その入札に参加できない。また、再度入札を行う場合も同様とする。

21 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

22 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他本人の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) 資料等の作成等に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された資料等は、本法人において入札に関する目的以外に使用しない。
- (5) 提出された資料等は、返却しない。